

## 平成25年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

### 1. 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

### 2. 仕組み(方法・基準)

(1) 「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその必要性・代替性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

#### (2) 評価基準

① 基本評価（必要性・代替性・効率性）の基準は次のとおりである。

評価基準	評価の視点	評価	
必要性	<p>◆そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか</li> <li>・時代の変化に適応しているか</li> <li>・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか</li> </ul>	A	区民等のニーズが高く必要な事業である
		B	法令等の定め、または一定のニーズがあり必要性は高い
		C	区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある
		D	区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず不要な事業である
代替性	<p>◆その事業は区が主体となって行うべき事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が担う必要があるか</li> <li>・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か</li> </ul>	A	区が積極的に実施すべき事業である
		B	区が実施すべき事業として法令等で定められている、または区が実施することが効果的である
		C	どの主体でも実施は可能だが、区が実施することが概ね適当である
		D	国・都または民間が実施すべき事業である、または区が実施すべき事業としては役割を終えた事業である
効率性	<p>◆実施手法は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか</li> <li>・最小の経費で最大の効果を挙げているか</li> <li>・受益者負担は適正か</li> <li>・対象範囲は適正か</li> <li>・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか</li> </ul>	A	実施手法は適切で、見直しの必要はない
		B	実施手法は概ね適切である
		C	実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である
		D	大幅な見直しが必要である

② 総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

評価基準		評価	
総合評価	拡 充	A	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
	継 続	B	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
	見 直 し	C	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
	廃 止	D	事業を廃止（または休止）

### 3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成25年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。

以上により事務事業評価対象事業数を124事業とした。

（庶務課：27 学務課：24 指導課：56 品川図書館：17）

### 4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は次のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価（今後の方向性）

評価基準			該当事業 合計	内訳			
				庶務課	学務課	指導課	品川図書館
				A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要	9
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持	109	25	22	47	15
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要	4	0	1	2	1
D	廃止	事業を廃止（または休止）	2	0	1	0	1
—	完了	事業が完了している	0	0	0	0	0
合 計			124	27	24	56	17

今後も拡充が必要（拡充）《A》とした事業が7.3%であり、効率化を図りつつ現在の水準を維持すべき（継続）《B》とした事業が全体の87.9%を占めている。また、事業の必要性はあるが、執行方法や執行体制を見直すべき（見直し）《C》とした事業が3.2%、事業の廃止（廃止）《D》とした事業が1.6%である。事業の完了により今後の方向性について評価を行わなかった（完了）という評価は該当がなかった。

## (2) 教育委員会意見

概ね教育委員会事業については、区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果等の実績、事業の必要性、および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、中長期に課題を検討すべきものもあり、計画的に改善していく必要がある。また「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて効果的かつ効率的な事業推進にあたられることを求めたい。

以下、個別の事業に対する点検及び評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

### ①学校と地域との連携を強化することについて【庶務課】

平成24年度より行っている「教育に関する意見交換会」において、児童・生徒の住所地における地域活動の参加率の低下が挙げられている。児童・生徒の地域行事の参加意識を高め、地元への帰属意識の向上を図るため、教育委員会事務局や学校は、地域との連携を強化するとともに、将来の地域活動の担い手を育成するように検討すること。

### ②家庭の教育力の向上について【庶務課】

平成24年度より行っている「教育に関する意見交換会」において、過保護、過干渉、しつけ、教育方法など家庭の教育力の低下が挙げられている。行政による関与は困難な領域ではあるが、各家庭の教育力の向上および児童・生徒の健全育成に寄与するため、家庭での教育力の必要性の有無を自覚するきっかけづくりを検討すること。

### ③学校維持管理（施設の維持・修繕）について【庶務課】

東日本大震災を受け、非構造部材の耐震化や擁壁の危険箇所改修は重要な課題である。教育委員会事務局は、児童・生徒の安全確保を行うとともに、学校施設の的確な維持管理を計画的に行うこと。また、非構造部材の改修については、国の動向や基準の見直し等を常時把握し、危険箇所を速やかに確認するとともに、教育環境の改善を図ること。

### ④教材教具の充実（ICT化の活用）について【学務課】

学校ICT化は、平成22年度に学識経験者へ意見を求めた事業であるが、当時と比較して急速にICT化が進展していると考えます。例えば、タブレットPCや電子黒板を活用した授業など、改めて活用方法や指導方法について効果検証し、重要性を見極めて整備していくことが必要である。また、今後、ICT化の流れが加速することが予測されるため、教育委員会事務局や学校は、情報収集や環境整備などに迅速に対応するとともに、児童・生徒の情報モラルとネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図ること。

⑤スクールカウンセラーの派遣について【指導課】

教育相談のニーズは増えており、スクールカウンセラーの存在は重要性を増している。スクールカウンセラー同士が児童・生徒の情報を有効活用するため、共有方法を含め、教育相談機能をいかに一元化していくかが重要である。児童・生徒の正確な情報を共有するとともに、個人情報の守秘義務を徹底しつつ、学校、教育委員会事務局、品川学校支援チーム（HEARTS）等が連携を図り、児童・生徒の実態把握に努めること。

⑥いじめ防止対策について【指導課】

近年、いじめ等の形態は複雑化しており、必ずしも表面化してこないケースもある。いじめ等の問題を早期に解決するため、目安箱・アイシグナル・専用電話などの活用を図り、児童・生徒等の声を見逃さないこと。また、品川学校支援チーム拡大会議やいじめ根絶協議会などにおいて、積極的に情報共有や議論を活性化させるとともに、学校、教育委員会事務局、地域が一体となっていじめ等の問題に取り組むことが大切である。

⑦教育センターの維持管理・教育相談事業について【指導課】

教育センターは複合施設であることから、施設の運営方法や教育相談手法、マネジメント機能などが外部から判断しにくい。教育相談事業については、教育相談員や教育心理相談員が対応しているが、来談件数や相談回数は増加しているため、学校現場の実情および教育相談の専門性の両面に精通した相談員の拡充が望まれる。また、教育センター全体の業務および組織体制については、教育委員会事務局との関係を含めて見直すことが課題である。今後は、指導主事等を中心とした教育委員会事務局と教育センターとの連絡体制を整備するとともに、品川学校支援チーム、教育センター、マイスクール八潮が密に連携を図ることが大切である。

⑧マイスクール八潮の運営について【指導課】

様々な要因を抱えている不登校児童・生徒に対し、迅速かつ適切な指導を行い、在籍校復帰を目標とするとともに、自立するための援助をすることが大切である。また、指導員については、適正な人材確保に努め配置をしていくこと。

⑨1～6年生の英語科について【指導課】

グローバル化した現在、児童・生徒に対する国際理解教育は、今後さらに重要性を増すことが考えられる。今後は、国際社会に対応した人材を育成するため、教育委員会事務局や学校は、品川区独自のカリキュラム等を充実させ、「使える英語力」「グローバルなリーダーシップ」を身に付けられるような英語教育をさらに充実させるとともに、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を図ること。

⑩スポーツ教育推進事業について【指導課】

東京都における生徒の「体力」は、全国平均と比較して低い傾向にある。学

校や教育委員会事務局は、体育授業に関わる講師、例えば、課外活動や社会体育活動等を通じた学校スポーツ振興のための講師の招聘や運動器具の充実を図るなど、東京都の補助金を積極的に活用すること。また、2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、学校や教育委員会事務局のみの施策ではなく、区長部局の文化スポーツ振興課等とも連携を図り、地域全体で体力向上に努めること。

⑪学力向上プラン推進事業（勉強合宿）について【指導課】

合宿形式による勉強合宿については有効な手段であるため、既存校で実施している成果やノウハウを生かし拡充すること。また、学生ボランティアの確保など安定した事業実施のため、今後も事業効果を検証しつつ普及を図っていくこと。

⑫友好都市教員交流・中学校の外国人講師による学習指導について【指導課】

姉妹都市からの講師招聘やALTを活用した英語教育といった現行事業については、さらなる効果の検証を行うこと。一方、グローバル化した現在の社会情勢の中、生徒への語学教育はさらに重要となっているため、国際友好協会の事業である「中学生語学派遣研修」の英語教育の充実とともに、ALTのあり方を含め検討する必要がある。

(3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成25年6月11日開催の教育委員会定例会において協議のうえ決定した。

① 対象事業

- 1 教育センターの維持管理について（教育相談事業を含む）
- 2 小中一貫教育の推進について（小中一貫教育に関する事業を含む）

② 学識経験者

筑波大学 准教授 樋口直宏

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

1 教育センター維持管理について（教育相談事業含む）

教育センターは、品川区における学校教育の充実および振興を図るために設置されており、その主な事業は、1)教育相談に関すること、2)教育に関する調査、研究および普及に関すること、3)教育に関する資料の収集および活用に関することである。これに対

応して、教育センターには、教育相談に関する施設（教育相談センター）、調査・研究に関する施設（研修室）、教育資料に関する施設（教育資料展示室）がある。またこの他に、適応指導教室（マイスクール八潮）があり、不登校児童・生徒に対する支援を行っている。

まず施設面について、教育センターは平成 22 年に建て直された教育文化会館内にある。新築ということもあり、施設は全般に充実している。具体的には、教育相談センターの面接室は 6 室、プレイルームは 5 室あり、来室者のプライバシーに配慮しながら同時時間帯に複数の相談が可能であることは特筆される。

調査・研究のための研修室は 60 人定員であり、視聴覚機器が備え付けられている。だが、教育センターとしての研修室はこの一室のみであり、大人数あるいは複数に分かれての会議等への対応は難しい。そのためか、教育会をはじめとした研修は、区内小中学校や区役所を会場として行われることも多いようである。この点については、研修室の設備を充実させるとともに、併設する教育文化会館（文化センター）の会議室やスタジオ、ホール等の使用等を検討しながら、研修施設としての位置づけを明確にして利用率の向上を図ることが望まれる。

教育資料展示室は、学校教育に関する情報（新聞切り抜き、研究紀要、教育雑誌）の収集や整理を行うとともに、教科書センターとして教科書を整理、展示（教科書採択時の法定展示や特別展示も含む）している。所蔵している各地の教育委員会や研修センターの紀要は、大学や公共図書館でも入手困難な資料が多く、また各社の教科書も過去にさかのぼって丁寧に整理され、閲覧可能になっている。蔵書の性質上、利用希望者は限られていると思われるが、書棚や閲覧机も確保されており、引き続きの資料収集とともに、分類によるデータベースや pdf 化等も一つの方法である。

次に、教育相談事業については、教育相談センターにおいて来室相談、電話相談、学校訪問、通級指導学級や適応指導教室等との情報交換および協力、校内研修会等への講師派遣、区就学相談委員会への参加および心理検査の分担、学校からの依頼による心理検査の実施、保健所・児童相談所等、他機関との情報交換および協力、所内研修会等の業務を行っている。平成 24 年度の月ごとの来談件数は 69～110 件、相談回数は 233～257 件と、いずれも前年度より増加しており、曜日・時間帯の調整が必要となっている。現在は 12 名の教育相談員・教育心理相談員（兼務者含む）が対応しているが、学校現場の実状および教育相談の専門性の両面に精通した相談員の拡充が望まれる。

適応指導教室（マイスクール八潮）は、平成 9 年に開設された品川区立小中学校に在籍し主に心理的要因で不登校になっている児童・生徒が通う学級である。この他にも浜川中学校に相談学級があり、どちらも教育相談センターとの連携が図られている。マイスクール八潮には、4 年生から 9 年生までの 20 名が在籍しており、指導員は 10 名である。施設・設備は教室 3 室のほか、レクリエーション室、体育館・家庭科室、相談室および保健室等がある。活動時間は月曜日から金曜日までの 9 時～15 時 30 分を基本としており、教科学習の他、体育活動や菜園活動、行事として遠足・音楽鑑賞教室や 2 泊 3

日の日光移動教室への参加等がある。これらの活動や児童・生徒一人ひとりの状況に合わせた働きかけは、本人および家族にとって存在感と自尊感情を醸成する貴重な場であると思われる。その一方で、児童・生徒の在籍校はそれぞれ異なるとともに、指導員も教員免許状所有者を採用しているものの月 16 日勤務である等、マイスクール八潮の位置づけが不明確な部分もあり、安定化のための検討が必要である。

最後に、教育センター全体の業務および組織体制について、教育委員会との関係を含めて見直すことが大きな課題と思われる。具体的には、教育相談については各学校の教諭・養護教諭やスクールカウンセラー、浜川中以外の特別支援学級、新設された HEARTS（品川学校支援チーム）といった組織や場所の異なる諸機関との連携をどのように図るか、それらを統括する教育委員会担当者がどの程度業務に専従できる体制にあるかといった点があげられる。教育に関する調査、研究、および資料収集についても同様であり、例えば新聞切り抜き・送付やホームページの点検を、教育センターが行うことの意義といった点を問い直すことが考えられる。教育センターが「センター」としての役割を果たすためには、区役所にある教育委員会各課との業務を整理しながら、担当業務については情報収集から意思決定までを一元的に行えるような中心組織となることが望ましい。そのためには、教育センターに所属する指導主事や常勤職等を拡充することも、一考に値するのではないだろうか。

## 2 小中一貫教育の推進について（小中一貫教育に関する事業を含む）

品川区の小中一貫教育は、平成 18 年度の日野学園開校および「品川区小中一貫教育要領」の作成とともに全面実施となり、以後先進的自治体として全国から注目を集めている。施設一体型一貫校 6 校の開設、施設連携型一貫教育の連携グループづくり、市民科教育の実践、独自の副教材、1 年生からの英語教育、5・6 年生からの教科担任制、ステップアップ学習と習熟度別学習といった取り組みは、学校選択制、学校公開、外部評価制度、固有教員、保幼小連携等とともに、教育改革「プラン 21」の柱として機能してきた。だがその反面、改革が多岐にわたることによって、内容の重なりや矛盾を生む部分もあり、それぞれの改革を学校現場が十分消化しきれていない面も見受けられる。以下ではこれらの課題のうち、施設一体型一貫校以外での小中一貫教育のあり方、習熟度別学習の推進、市民科・各教科の充実、および学校評価を中心に見解を述べる。

第一に、施設一体型一貫校以外での小中一貫教育のあり方については、小中学校間の学区のずれと連携グループ間の関係、さらに学校選択制との調整といった課題がある。施設一体型一貫校以外で小中一貫教育を進めるにあたっては、中学校への新入生が連携グループの小学校を卒業してくることが望ましい。ところが品川区の場合、小学校の学区が複数の中学校にまたがっていることが多く、小中連携グループでの統一した活動を行っても、それが児童の進学先と合致しない場合がある。また、一人の児童・生徒を 9



年間かけて見とる仕組みづくりが、施設一体型一貫校に比べて困難になっている。だがその一方で、保護者アンケート等では学校選択制の支持率は高く、私立中学校受験を考えれば、仮に学区の整備が行われてもすべての児童が連携グループの中学校に進学する状況は生じにくい。複数の小学校のうち1校を連携型一貫校として、中学校と一対一の関係を強化する試みも行われているが、効果と課題の両面が見られる。以上を勘案すると、施設一体型一貫校以外の各学校においては、それぞれの特色を生かしつつも、区内全小中学校の学習および生活における共通するルールづくりが可能ならば、検討するのも一つの方法である。

第二に、習熟度別学習については、習熟度別学習（少人数学級）担当教員の加配や、指導助手および非常勤講師の派遣等によって指導者を確保しながら、一人ひとりの習熟度や能力に応じた指導を行っている。これらは全国的な傾向でもあり、一定の効果をあげているので今後も継続することが望まれる。特に小中一貫教育との関連については、児童・生徒がどの学年段階でつまづいているのかを教師が確認しながら、必要に応じて中学生が小学校の教材を活用したり、小学校の教師が指導にあたりたりすることも検討されるべきである。逆に発展的な学習については、上学年の学習内容や応用問題を積極的に取り入れることもあり得よう。

第三に、市民科・各教科の充実について、市民科は8年目を迎え各学校における実践は浸透している。実施にあたっては教科書および指導の手引きを作成して、初年度より児童・生徒に配布するとともに、内容も改訂して実践を蓄積したことが、浸透へとつながっていると思われる。しかし個々の実践については、市民性（シティズンシップ）の育成や、職場体験・進路学習および学校行事との関連等に課題があり、改善を検討されたい。各教科の学習についても、「品川区小中一貫教育要領」をいっそう活用しながら、教科内容の系統性と学校間の接続を念頭に置いた授業づくりが望まれる。そのような取り組みが、目に見える小中一貫教育へとつながるはずである。

第四に、学校評価については、品川区では校区外部評価と専門外部評価の二つの制度がある。学識経験者、保護者、地域代表、隣接校長等から評価委員が任命されている校区外部評価委員会においては、それぞれの立場から各学校固有の問題が明らかにされている。また各教職員が内部評価を行うとともに、近年においては学校の教職員が外部評価委員と顔合わせする機会を設けることによって、来校者への接し方をはじめとする教職員の意識改革に寄与している。これに対して専門外部評価委員会では、当該校（施設一体型もしくは連携グループ）を専門的な観点から長期間にわたって評価することで、各学校に対するコンサルタント的な役割を果たすようになっている。しかしながら、管理職の学校運営に関する議論が中心となり、各校の教職員あるいは児童・生徒との対話を通じた教育課題への言及と改善についてはまだ十分とは言えない。さらに、校区外部評価と専門外部評価との連携や、それらを具体的な学校改善策へとどのように結びつけるかについても課題である。

品川区の教育活動は先進的であるがゆえに、教育委員会においても準備と実施にあた

ってさまざまな負担があると思われる。各事業内容を整理しつつ、品川区の教育がもっと充実することを期待したい。

筑波大学 准教授 樋口直宏

(4) 各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
1	庶務課	教育委員会運営	B (継続)	基礎的自治体として、地域の実情に応じた教育の振興を図るため、継続して実施する。また、区長と教育委員が直接意見交換することで、双方の連携をより強化していく必要がある。
		教育委員会の開催等		
2	庶務課	教育広報紙の発行	B (継続)	区民の方にプラン21についての理解を深めていただき、区外に向けて本区の教育を周知するために必要である。
		年2回教育広報「教育のひろば」を発行する。平成25年度は、臨時号1回分の政策予算あり。		
3	庶務課	教職員の健康管理	B (継続)	教職員の健康診断は、法律で受診義務が定められている。教職員の健康診断実施者は学校設置者(区)となる。100%を目標に今後も教職員の健康管理に努める。
		教職員に対する健康管理のための各種健診の実施		
4	庶務課	教職員ストレスチェック	B (継続)	精神疾患は自分で気付くのが遅れやすく、重症化、長期化しやすいため、ストレスチェックによる早期発見が必要である。今後もストレスに対するセルフケア対策を啓発する意味でも受診率や事後指導等適切な運営に努める。
		年1回、常勤教職員を対象に教職員専用のストレスチェック調査票を配布し、分析を業者に依頼し結果を本人に返す。また、結果が要注意のものには産業医より病院受診を促す。さらに、ストレスの多い学校に対しては産業医訪問を行う。		
5	庶務課	安全衛生講習会	B (継続)	安全衛生講習会では、公務災害予防やメンタルヘルスをテーマに行っている。参加希望者も多く、学校現場共通の問題に理解を深めることや繰り返し実施することで、安全・健康対策により効果があがるため、今後も適切な運営に努める。
		区職員対象にストレッチ、ワーク等講師を招いて公務災害予防の目的で講習会を行う。また、学校管理職対象メンタルヘルス講習会では、年1回学校特有のメンタルヘルス問題について講師を招いて講習会を行う。		
6	庶務課	教職員の安全衛生管理	B (継続)	学校職員の安全と健康増進を図るため、労働安全衛生法に定められた産業医等配置を行っている。今後も安全衛生会議、産業医訪問・面談等を行い、公務災害防止や健康管理体制の充実に努める。
		区立小中学校に勤務する教職員、用務、給食調理を含む全職員学校一般の職員の安全と健康維持増進を図るため、健康教育・健康管理業務を行う。		
7	庶務課	学校職員の被服貸与	B (継続)	今年度末までに貸与品の在庫をなくし、業者からの直接納品方式に変更する。また、給食業務の民間委託に伴う見直し等、適切な被服貸与に努める。
		区立小中学校、幼稚園に勤務する職員(用務・栄養士・給食業務)に職務を遂行する上で必要となる被服を貸与する。		
8	庶務課	文化財保護審議会	B (継続)	品川区文化財保護審議会は、文化財の保存・活用に関する重要事項(文化財の指定・解除等)について審議し、教育委員会に建議するなど文化財保護法により設置が義務づけられる附属機関である。
		文化財の保存・活用に関する重要事項の調査審議、区指定文化財の新規指定・解除について諮問する。また、各分野の専門家である審議会委員から助言・指導を受けることで、適切な文化財調査を実施する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
9	庶務課	文化財の保護 区内に所在する文化財(未指定を含む)について、専門知識を有した調査員による学術調査を行い、その保存を図るとともに普及を進める。平成25年度は、神輿や古文書の調査を行い普及を図る。	B (継続)	区では、彫刻や絵画、史跡、民俗芸能など140件の有形・無形の重要な文化財が区指定文化財に指定されている。また、区内の文化財調査を進め、『文化財報告書』等の刊行物出版やホームページなどで、区民の郷土への愛着が深まるよう取り組んでいる。
10	庶務課	文化財の活用 区域の文化財・歴史を区民へ広く普及するため、文化財めぐり、文化財一般公開、文化財標識の設置、子ども文化財散策ツアー、文化財ウォークラリー等を実施	B (継続)	区内の文化財は、由来・来歴を知り継承することで、区民の地域に対する愛着が深まる文化資源となる。引き続き、文化財解説板の設置や文化財めぐり等を通じて普及啓発に努める。
11	庶務課	埋蔵文化財の保護 土木工事計画地が埋蔵文化財包蔵地(遺跡範囲)に該当しているかの照会に対して該当の有無を回答し、該当している場合は適切な届出を行うよう指示し、必要な調査に協力を求める。また、必要に応じて立会調査・試掘調査・発掘調査を実施する。	B (継続)	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)として指定された地域で、建築・土木工事を行う場合は、開発事業者事前に届出と必要に応じて試掘・発掘調査への協力を義務付けている。届出の受理および開発事業者との調整・指導は区市町村教育委員会の事務とされている。
12	庶務課	PTA活動の支援 各校PTAおよびPTA連合会に事業を委託し、それぞれ特色ある事業を計画・実施する。事業内容によっては、地域住民の参加もある。	B (継続)	幼稚園・小中学校のPTA活動を通して家庭教育を支援し、子どもの健全育成を図るとともに、親子や地域との交流も促進していく。
13	庶務課	校庭開放 学校の校庭を遊び場として開放する。	B (継続)	土日、三季休業期間に、PTAが学校の校庭を開放することで、子どもに遊び場を提供し、ふれあいの機会を増やす。
14	庶務課	少年少女スポーツ普及事業 学校・地域の協力を得て、各種スポーツレクリエーション事業を実施する。	B (継続)	学校施設を活用し、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成を目指す。
15	庶務課	83運動の推進 運動啓発ポスターやグッズを作成し、区関連施設・学校・商店等に配布する。また、運動に賛同する団体に対し、「品川区教育委員会」の名義使用許可を出す。他部課とも連携し、子どもの見守りを展開していく。	B (継続)	地域全体の目でも子どもを見守るための事業として大きな役割を果たしており、継続して実施する。
16	庶務課	学校事務非常勤職員等の雇用 円滑な業務が行えるよう、学校事務従事員を雇用する。また、病欠・公務災害等による業務滞りを解消するため、代替職員を雇用する。	B (継続)	個人情報を扱う仕事であるため、今後も区が実施すべきと考える。学校事務従事員については雇用期間が一年であるが、毎年度採用面接を適切に行い、常に良質な人材を確保している。用務主事を代替する臨時職員については、技能職OBを雇用することによって即戦力を確保している。

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
17	庶務課	維持修繕等	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕工事は、グランド改修、外壁改修など中規模工事は庶務課が学校の休業期間を中心に、また、小破修繕は学校に予算を令達し学校長が工事を発注し、効率的な維持管理に努めている。</li> <li>・緊急工事以外は包括設計・管理委託をしており、業者委託と庶務課業務との役割分担をし、業務の省力化を図っている。</li> </ul>
		学校施設の的確な維持管理を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
18	庶務課	外壁改修	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁改修は、コンクリート片の落下等の経年劣化を補修し、安全・安心な施設にしている。</li> <li>・既存校の外壁改修は計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。</li> </ul>
		外壁の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
19	庶務課	校舎等整備	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所改修は、計画的に改修しており、その際、生活様式に合わせ洋式化を進め施設および学習環境の改善を図っている。</li> <li>・便所排水管耐震化は、避難所としての防災機能の強化として実施している。</li> <li>・校舎等整備は多種の修繕項目があり、年度ごとに必要な工事内容の事業を展開しており、計画的に学校施設の維持管理が図られている。</li> <li>・非構造部材の調査を実施し、平成25年度は小学校20校、中学校7校を計画し、学校施設の安全性向上を図っている。</li> </ul>
		経年劣化が著しい便所およびその年度ごとに必要な改修工事を計画的に実施し、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
20	庶務課	屋上防水	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上防水は、防水層の経年劣化を改修し、漏水をなくし施設環境の改善を図っている。</li> <li>・既存校の屋上防水工事は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。</li> </ul>
		屋上防水の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
21	庶務課	プール整備	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール設備は、甲羅干し塗装の補修、本体の取替え、給排水・電気設備の更新等により経年劣化を改善し、安全衛生の向上を図っている。</li> <li>・既存校のプール整備は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。</li> </ul>
		プール整備の経年劣化が著しい部分の補修を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
22	庶務課	校庭整備(擁壁改修)	A (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁改修は、擁壁点検調査の結果に基づき、危険な箇所を改修を年次計画的に行い、学校の防災・避難所機能を図っている。</li> <li>・校庭整備は、表層補修、舗装改修により経年劣化を改善し、安全・安心な施設環境になっている。</li> <li>・既存校の校庭整備は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。</li> </ul>
		校庭の経年劣化が著しい部分の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
23	庶務課	施設整備等設計委託	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁改修や校舎整備等の政策予算計上をしている設計委託料であり、政策事業と連動している。これらの工事設計・管理は、業者と包括設計委託として契約し、庶務課と役割分担しており、効率的な執行を図っている。</li> </ul>
		民間委託の活用により業務の省力化を図る。政策事業の施設改修に係る次年度分設計の設計委託料		
24	庶務課	屋内運動場整備	B (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場整備は、床改修、サッシ改修等の経年劣化を改善し、安全・安心な施設環境になっている。</li> <li>・既存校の屋内運動場は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。</li> </ul>
		屋内運動場の経年劣化が著しい部分の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
25	庶務課	学校維持管理(施設の維持・修繕)	A (拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構造部材耐震点検は、児童・生徒の安全確保とともに、学校施設が震災時の避難所となることから、その安全確保のため、危険箇所の把握と改修計画の策定に向け実施している。</li> <li>・維持管理業務は、自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の消防法、自家用電気工作物保安管理業務の電気事業法等の法的なものも含まれており、学校施設の維持管理に重要な役割を果たしている。</li> <li>・業務別に契約をし、業務を効率的かつ経費削減に努め省力化を図っている。</li> </ul>
		消防関係設備・自家用電気工作物・機械警備、カラス営巣駆除等、学校施設の的確な維持管理を行う。		
26	庶務課	通学安全確認等業務委託	B (継続)	児童の交通安全を図るため、PTA・シルバー人材センターを活用し、通学路の安全確保を実施している。
		区立小学校児童の登下校時における交通安全指導と誘導、および学校周辺における児童の安全確保と地域防犯力を高めるための巡視を行う。		
27	庶務課	学校改築の計画的な推進	B (継続)	建物の老朽度、就学人口の動向、学校配置の地域バランスを踏まえて計画的に推進する。なお、平成25年度は豊葉の杜学園の外溝工事を行い、平成25～26年度にかけて御殿山小学校の改築工事を行う。
		施設の再配置を含めた改築計画指針を見直し、建築手法の工夫、既存校舎の活用などにより経費の削減を図る。		
28	学務課	就学事務(学校選択制)	B (継続)	質の高い学校教育を実施するための手段として、学校選択制が必要である。
		児童・生徒就学事務(新入学含む)を執行する。また、必要な調査及び指導・助言を行なう就学相談員を配置する。		
29	学務課	学校事務のIT化推進	B (継続)	学校事務のシステム化により、事務の統一的・効率的な運用が図れるとともに、事務の迅速化・省力化が図られている。学校事務、校務の執行にあたり不可欠である。
		学籍・就学援助・学校保健・学校給食・私費会計等の学校事務にかかわる業務のシステム・ネットワーク化により、全区立小中学校で学校事務の統一化、迅速化、効率化を図る。		
30	学務課	学校ヘルプデスク	C (見直し)	学校ヘルプデスクの業務委託により、パソコン・各システムの問い合わせから障害対応など様々な受付・回答・関係業者への連絡調整など、迅速な対応が図られている。なお、情報システム課が所管する基幹事務ヘルプデスク委託業務の一部(電話対応等)について、業務統合に向け検討を進めている。
		区立学校の教職員から、パソコン等の機器・学校事務システム等についての質問受付・回答、問い合わせ、障害受付・切り分け・保守業者等への対応依頼等を業者に委託し、迅速な回答および障害対応を図る。		
31	学務課	クラブ・部活動指導(外部指導員)	B (継続)	部活動における外部指導員の活用の要望は増えている。また、小学校の部活動におけるニーズがあることから検討を行う。
		品川区立中学校の部活動において、指導教員が人事異動などで不足した場合や、地域の人材を活用する目的で、外部指導員を配置することで、部活動の活性化を図り、指導効果を高める。		
32	学務課	プール指導	B (継続)	地域のマンパワーを活用し、プール指導の安全性と指導力を向上させている。温水プールを年間利用している学校からの指導日数の拡大要望があり、検討する必要がある。
		小中学校において児童・生徒に対するプール指導を補助する。夏季期間中に実施するプール指導や、授業で実施するプール指導において安全を確保すると同時に優れた指導法を習得した指導員を配置することにより、授業の充実を図る。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
33	学務課	<p>夏季施設</p> <p>夏休み期間中に豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図るとともに教師と児童・生徒が生活を共にすることにより、心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。</p>	B (継続)	小学校では全校で実施しており、児童の健康増進や心身の鍛錬に寄与している。今後、実施学年、場所の多様化への対応を検討していく必要がある。
34	学務課	<p>移動教室</p> <p>自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに、集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的に2泊3日の日程で移動教室を実施する。</p>	B (継続)	教育課程の一環として、実施場所、内容等について十分検討の上実施する。
35	学務課	<p>特色ある教育活動(教育環境の整備)</p> <p>各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動の推進し、成果基盤型の学校経営の実現のため、教育内容の各学校の特色に適応した教育環境の整備を図る。</p>	B (継続)	品川の教育改革プラン21の「特色ある学校づくり」を予算面で支援する必要がある。
36	学務課	<p>教材教具の充実</p> <p>教材用消耗品や教具備品について、一部を学校に配当し購入するほか、教師用教科書・指導書の購入やピアノの調律委託等を行う。また、教材用パソコンのセンターサーバ化を行い、リース等を実施する。</p>	B (継続)	義務教育の適正な実施のため必要な整備を行なっていく。
37	学務課	<p>学校の維持管理</p> <p>各種設備機器の保守点検および清掃委託等を実施し、機器を正常な状態に維持する。光熱水費の支出管理および使用状況の把握を行う。</p>	B (継続)	現在の業務水準は必要であるが、コスト削減のための工夫を継続する必要がある。
38	学務課	<p>学校運営事務(環境整備等)</p> <p>学校環境の整備および円滑な校務の運営を図る。(校具の整備、行事式日の運営、校務の運営)</p>	B (継続)	現在の事業実施内容に加え、備品等の老朽化に対応するため、取替え・修繕等を行う必要があるものについては、積極的に対応する必要がある。
39	学務課	<p>空港周辺環境整備事業</p> <p>羽田空港周辺に位置する学校(八潮地域を除く)に対する備品整備に対する助成金事業</p>	B (継続)	教育活動が必要でありながら、通常の学校配当予算では購入することができない高額備品(楽器、電子黒板、大型温風ヒーターなど)を整備することができ、教育活動の一層の充実が期待できる。
40	学務課	<p>学校統合経費</p> <p>平成25年4月に開校する豊葉の杜学園を構成する豊葉の杜小学校の設置に伴い、統合される大間窪・杜松小学校のための事業経費(2校の統合が円滑にスタートできたため、一旦終了する)</p>	D (廃止)	一貫校の設置は、この計画をもって一旦は終了となるが、今後の改築計画次第では、統合について引き続き検討をしていく。

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
41	学務課	学校図書館資料整備	B (継続)	学習活動により一層寄与するため、さらなる効率的な運営方法を検討する。
		主体的・意欲的な学習活動の充実・推進や読書習慣の確立のため、主に図書の充実を図る。		
42	学務課	就学援助	B (継続)	経済的理由により就学困難児童・生徒に対する支援は、区の事業として欠かせないものである。経済状況を踏まえ、今後も継続する必要がある。
		経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の就学援助費を支給し、義務教育を円滑に実施する。		
43	学務課	就学奨励	B (継続)	特別支援学級に在籍(通級含む)する児童・生徒に対する支援は、保護者からも求められている。社会の経済状況も踏まえ、今後も区の事業として継続する必要がある。
		経済的理由により就学困難な特別支援を要する児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等について就学援助費の1/2を支給する。		
44	学務課	多子家庭給食費の補助	B (継続)	経済的に負担が困難な保護者に対し、補助金を交付することにより負担の軽減が図られる。また、少子化が進む中、少子化対策という側面もあり、継続する必要がある。
		区立小中学校の学校給食に要する経費のうち、保護者負担のものについて経済的理由により負担することが困難と認められる保護者に対し、補助金を交付する。		
45	学務課	給食運営	B (継続)	学校給食法第4条および第11条、同法施行令第2条第2項により、継続が適当である。給食調理業務等代行に完全移行し、事務(給食業務)の一部に外部委託を導入したが、今後の配置に検討を要する。
		給食調理の委託、衛生管理用品の購入や調理機器・施設設備の修理および小破修繕、清掃委託、生ごみリサイクル等を実施する。		
46	学務課	食材放射性物質検査	B (継続)	学校給食用食材の放射性物質検査は保護者の要望により、不安払拭と風評被害を防ぐことを目的に平成23年11月から開始した。平成24年度からは、給食1食分を1週間分まとめる方法に変更した。今後も引き続き保護者に食の安全・安心をご理解いただくため、実施頻度を見直しながら継続していく。
		学校給食への不安払拭と風評被害防止を図るため、飲用牛乳を除く給食1食分を1週間分まとめて1検体として実施する。		
47	学務課	給食調理機器等の整備	B (継続)	老朽化した調理機器等について、取り替えが必要である。
		調理機器の機能不全や故障による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、年次計画や老朽状況により、調理機器の老朽取替を実施する。		
48	学務課	給食施設の改修	B (継続)	施設設備が学校給食衛生管理基準に適合していない既存校もあり、維持修繕のみではなく、早急な施設改修を要する。
		給食施設設備の不備による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、給食施設設備の改修工事を実施する。		



## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
49	学務課	学校保健運営	B (継続)	今後も学校医の適切な配置に努める。
		学校医等を配置するとともに、水質検査、教室内環境衛生検査等を委託し実施している。		
50	学務課	歯磨き指導事業	B (継続)	今後も実施校を順次交代し、歯磨き指導の啓発に努める。
		学校歯科医による児童・生徒の給食後の歯磨き指導および保護者への啓発を行う。		
51	学務課	児童・生徒の健康管理	B (継続)	法に則り、今後も継続していく。
		就学時健康診断、心臓・腎臓検診等を委託し実施している。		
52	指導課	区固有教員の採用	B (継続)	区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に推進するため、必要性の高い事業である。教育改革「プラン21」の推進のため、実施が必須である。採用選考の時期についても、他自治体の選考日より前倒しで行うことにより効率性を確保できている。
		区の教育改革の原動力となる高い志を持った者を採用する。また、宿泊研修での講義・討論、特別研究授業、異校種免許の取得推進、小中一貫教育全国サミットへの参加など、固有教員の資質や能力の向上を図る。		
53	指導課	教職員住宅の維持管理	B (継続)	教職員の居住安定化および緊急・災害時対応に必要である。ゆたか教職員住宅の耐震老朽化および今後のあり方については、職員住宅として存続する方向で耐震補強工事に向けた設計委託費が予算計上された。また、区長査定時に「耐震補強工事後の入居については、教職員に限らず区職員が利用できるよう検討を進めること」とする課題を受け、県費負担教職員の住宅ニーズおよび他自治体の状況を調査し、区職員の入居について最終調整を行っている。補強工事後は、災害対策機能を追加した職員寮とする。
		教職員住宅および災害時の初動連絡等に従事する教職員を確保するために設置する待機寮の建物および入居者の維持管理を行う。		
54	指導課	教職員互助会に対する補助	C (見直し)	教職員住宅制度とあわせて教職員の福利厚生施策として必要性は高いと考えられてきたが、平成23年度の事務事業評価において「C」評価となり、理事会の承認を経て補助金要領を改正し、補助金の算定基礎となる一人あたりの会費を下げることにより約45万円の支出をカット・スリム化を図った。今後は各区の教職員互助会の動向(事業廃止・規模縮小等)を踏まえながら、当互助会理事会および評議員会との調整を図りつつ、事業廃止を視野に入れた調整を行っていく。
		教職員の福利厚生事業に係る費用を補助する。		
55	指導課	教員への被服貸与(防災服)	B (継続)	「暮らしの安全・安心」は、区の重要施策であり、職員の防災意識の向上は必須である。県費負担教職員の身分は品川区の職員となっており、区が実施すべき事業である。平成24年度は、防災課に委託していた学校への需要数調査についても、指導課から積極的に必要な情報を提供するなど全面的に協力を行ったことにより、必要最小限の購入数に抑えることができています。
		教職員へ防災服を貸与する際に、防災課の在庫数が不足した場合に、必要数を購入する。		
56	指導課	教職員出退勤システム	B (継続)	教職員のサービスの根幹を成すシステムであり、その正確性および整合性の保持が必要である。県費負担教職員のサービス監督権限は、在籍する教育委員会に有り、その適正な管理のため、区が実施しなければならない。
		教職員に係る法律改正や東京都の人事制度の改正等に伴う、プログラム改修を行い、円滑なシステム運用推進する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
57	指導課	教職員研修	A (拡充)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた悉皆研修の受講はもちろんのこと、教職員各人が自主的に研鑽を積むための研修会参加費の助成等、的確な研修計画を進めることができています。今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。
		当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。		
58	指導課	校内研究会	B (継続)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。本研修は、学校独自で企画・立案を行い、外部講師を招聘して授業観察・評価・講評を行う手法であるが、学校の予算要望は年々上昇傾向にあり、実績・効果を加味した査定額が難しいため、明確な査定基準の策定や学校への事業内容の周知など徹底していく必要がある。
		当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。		
59	指導課	品川区研究学校	B (継続)	小中一貫教育を推進し、品川区の教育の質を向上させるために必要な事業である。研究活動を推進し、質を確保するためには、教育委員会が関与する必要がある。また、区の施策展開を中心とした制度に改めた。今後も事業の継続が必要である。
		教科・領域等について、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践、研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する。		
60	指導課	同和教育指導推進委員会	B (継続)	教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料のさらなる活用について検討を進める。
		学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。		
61	指導課	平和に関する指導資料作成委員会	B (継続)	教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料のさらなる活用について検討を進める。
		学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。		
62	指導課	品川区教育会に対する助成	B (継続)	児童・生徒の学力向上や小中一貫教育の推進に向け、必要な事業である。継続的な研究のために、区が支援することが効果的である。教育会会計に繰越金が多く発生していたため、要綱の改正を行い補助金交付額を減額することで効率的な予算執行ができています。品川区の教職員組織のさらなる発展のため、助成は継続するべきである。
		品川区教育会に置かれる研究部の活動援助のため、会費の総額に相当する額を上限とし、予算で定める額を補助する。		
63	指導課	校外指導	B (継続)	児童・生徒の健全育成のために必要であり、外部委託は不可能である。児童・生徒の指導の充実のため、緊急時でも予算措置ができるよう準備をしている。今後も勤務時間外の対応は必要とするところであり、現行水準を維持すべきである。
		児童・生徒の問題行動に対する緊急対応、不登校児童・生徒に対する指導、祭日、縁日パトロール等		
64	指導課	中学校の進路指導	B (継続)	子どもの進路決定等のために必要な事業であり、区が実施する必要がある。多様化するニーズに応えるため、緊急時でも対応できるように準備をしておき、事業の継続が望ましい。
		進路指導・調査書の作成、生徒・父母を対象とした進路説明会の実施		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
65	指導課	クラブ・部活動の指導	B (継続)	中学校・一貫校からの部活動に対するニーズが高まる中、指導に当たる教職員の意欲向上を図り、生徒の健全育成や個性の発揮につなげることを目的とした事業であるため、区が実施すべきである。
		勤務時間外や夏季の早朝、夜間の指導を行いクラブ部活動の充実を図る。		
66	指導課	スクールカウンセラーの派遣	A (拡充)	教育相談のニーズは増えており、スクールカウンセラーの重要性は増している。専門性や経験を求められ、区がかかわる必要がある。平成24年度は問題発生後の児童・生徒の早期ケアのため学校へ緊急配置も行った。今年度は、優秀な人材による相談体制の継続のため、月額報酬のベースアップおよび職能給を導入するための予算要求を行っている。今後も学校での実態等を把握し、適切な実施に努めていく。
		児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。		
67	指導課	子どもへの暴力防止対策	B (継続)	子どもたちに働くことの意味や必要性、生活するということについて理解させることを目的としており、必要な事業である。また、プログラム内容についても契約時に精査し、時勢に沿った内容に更新を行っており、今後も適正な事業執行を継続する。
		1学期当初に、各校3学年および5学年を担当する教諭を対象にワークショップ(実施説明会)を実施する。その後、各学校において学級を単位とし、寸劇(ロールプレイ)を実施してトークタイムを設定しロールプレイの復習や演習を実施する。		
68	指導課	いじめ防止対策	A (拡充)	平成24年度に立ち上げた「いじめ等の調査対策委員会」による提言では、問題解決に向け教育委員会が積極的に関与することが求められている。「品川学校支援チーム(HEARTS)」、「品川区いじめ根絶協議会」の設置等、問題根絶に向けた取組みを継続し、より効果的な手法のさらなる充実を図る。
		「いじめ等の調査対策委員会」の提言を受け、「いじめられている子どもへの支援」、「地域・保護者による支援体制の構築」、「学校の対応」の観点から取組みの充実を図る。		
69	指導課	音楽鑑賞教室	B (継続)	多感な時期にある児童・生徒が一流の演奏に触れることで、感性の伸長が図れ教育活動の充実につながる。全小中学校・一貫校が参加しているため、区が主体となり実施すべき事業である。
		管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより、音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し、親しむ情を養う。		
70	指導課	連合体育大会	B (継続)	学校を越えて選手が一堂に会し、高め合うことは、児童・生徒の意欲付けに必要であり、教育活動の充実のため必要である。全小中学校・一貫校が参加しているため区が実施すべきである。より効率的・効果的な実施について、さらなる工夫が必要である。
		児童・生徒が一同に会し、競技、見学を通じ、健全な心身を養うとともに連帯感を高める。公式大会が開催される競技場を予約し、自己の体力を試し、体育の振興と本区教育活動の向上を期する。		
71	指導課	小学校特別支援学級の連合学習発表会	B (継続)	日頃の学習の積み重ねの発表の場とし、児童・生徒の心身の発達の場となっている。全小中学校・小中一貫校が参加しているため区が実施すべきである。適正な予算執行が行われているが、より効率的・効果的な実施内容の模索について、さらなる工夫が必要である。
		日頃の学習の積み重ねの総合的な発表の場とし、練習や発表を通じて児童一人ひとりの心身の発達と個性の伸長を図る。劇、舞蹈、スポーツ等を通じて親睦を深める。地域社会の協力を得て、特別支援教育への理解を図る。		
72	指導課	学習発表会	B (継続)	日頃の学習成果を様々な形で発表し、互いに鑑賞し合うことで、学習への興味・関心を高めることができるため、区が実施すべき事業である。一部行事では、観客動員が伸び悩んでいるものもあり、引き続き検証・議論が必要である。
		連合行事を通じて、知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指すとともに、日常の学習成果を発表することにより、学校間の交流と親睦を深め、教育活動の充実に資する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
73	指導課	教育センターの維持管理	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取り組んでいる。部屋の共用など効率的な運営に努めるとともに、複合施設として他の施設や地域住民等に提供できるサービスを検討していく。
		教育に関する調査研究、教職員の研修等の実施、教育関係資料を収集・管理および教育相談活動を通して、学校教育の充実と振興を図る。		
74	指導課	教育相談事業	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取り組んでいる。部屋の共用など効率的な運営に努めるとともに、複合施設として他の施設や地域住民等に提供できるサービスを検討していく。
		心理の専門家である非常勤職員を配置し、親子での来室を基本に登録制により定期的に相談活動を行う。教職員研修においては、教育課題に適応した研修の企画・運営を指導主事や担当教職員と連携しながら実施する。		
75	指導課	調査研究事業	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取り組んでいる。部屋の共用など効率的な運営に努めるとともに、複合施設として他の施設や地域住民等に提供できるサービスを検討していく。
		教育に関する調査・研究、教材の開発・作成、教職員の研修等の実施および教育相談、学校経営への指導・助言、教科書・教育資料の活用等を通して、区における学校教育の充実と振興を図る。研修及び教材の開発・作成を行い、幼稚園、小中学校の充実に資する。		
76	指導課	小中一貫教育の推進	A (拡充)	小中一貫教育は教育改革プラン21の中心であり、第IVステージに入りカリキュラムマネジメントの取組みを一層推進する必要がある。また、教育委員会が主体となり、各学校と十分に連携を図りながら進めていく。今後も分離型一貫校の取組みの拡充や、小中一貫教育の効果検証を行い、指導内容等の充実を図っていくとともに、その実施状況の効果を区民に周知し、地域の理解・協力も得て、さらなる充実を図る必要がある。
		小中一貫教育の効果や課題を検証するとともに、各教科カリキュラム部会による指導内容、方針の改善を進め、区における小中一貫教育を推進する。また、小中一貫教育全国協議会を牽引し、サミットを開催するとともに、小中一貫教育の法整備を図る。		
77	指導課	習熟度別学習の推進	B (継続)	一人一人の習熟度や能力に応じた指導を行い、個性や特性を生かした教育を行う習熟度別学習は、教育改革プラン21の小中一貫教育の施策であり、今後も充実させるとともに、教育委員会がその方針のもとに直接行う必要がある。今後も効果を検証しながら、継続して実施する。
		指導助手を配置して習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開する。また、非常勤講師を派遣し各教科の横断的な基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。		
78	指導課	1～6年生の英語科	B (継続)	グローバル化した現在、児童・生徒に対する国際理解教育は今後さらに重要性を増す。区立小中学校全体の学力の向上を図るために区の統一したカリキュラムで実施する必要がある。区が主体的に事業を実施する。
		英語を小学校1年生から学ぶことで、コミュニケーション能力の向上を図り、国際理解に必要な主体性や積極性を養う。担任を中心に、ALTや地域ボランティア、中学校英語教師などとチームを組んで授業を行う。		
79	指導課	ステップアップ学習	B (継続)	児童・生徒の学習の習得状況に応じ、基礎基本を身につけさせるとともに、興味・関心に応じて特定分野の優れた能力を伸ばすことを目的として、小中一貫教育要領に基づき本区が独自に実施するものである。都費非常勤講師の時数配当が得られない領域であり、当学習を円滑に実施するため、今後も区費講師を継続配置していく必要がある。
		指導助手を配置して習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開する。また、非常勤講師を派遣し各教科の横断的な基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。		
80	指導課	まちの人々に学ぶ授業	B (継続)	開かれた学校づくりの推進、教育活動の質を高めるため、地域の人材を活用した授業を展開している。区の学校教育をより充実するため、地域の教育資源を活用し、学校、家庭、地域との連携促進を図る点からも、引続き効果的・効率的に事業を実施していく。
		まちの人に学ぶ授業など、地域の人材を活用したカリキュラムを導入し、学校、家庭、地域の連携を促進し、教育の質を高める。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
81	指導課	市民科・各教科の充実 国の学習指導要領の改訂に合わせて区の小中一貫教育要領を、この間の実践をふまえて改訂するとともに、副教科書をさらに充実させる。市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、教材の改訂・整備を行うとともに指導体制の工夫・充実を図る。	B (継続)	児童・生徒に質の高い教育を提供するためには、小中一貫教育の推進が必要であり、区が主体的に取り組むべき事業である。市民科や小学校英語など区独自の教科に関する教材や、小中一貫教育要領を踏まえた副教材の見直しについて、学校の教員とも連携を図り、指導の充実・小中一貫教育の推進を継続する。
82	指導課	市民科茶道 市民科に「学校茶道」を導入し、茶道裏千家淡交会・東京第五東支部から講師を招き授業を実施する。		
83	指導課	マナーキッズ NPO法人と協働し礼儀作法等の指導を充実させる。前年度中に、各学校に対して実施希望調査を行い、予算の範囲内で、実施校を決定する。	B (継続)	市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、スポーツおよび礼法指導を通じ、実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、さらに効果を高め市民科の内容を体得できるよう継続して指導方法を検討していく。
84	指導課	公開授業 区内中学校・一貫校において、各学期1回程度の公開授業を実施する。		
85	指導課	一般公開 一定期間に保護者や地域住民に、授業および教育活動を公開する。	B (継続)	保護者や地域に学校教育を理解してもらうには、教育現場を公開して実際に見てもらうのは効果的であり、教員・学校の意識向上の観点からも教育現場で実施する必要がある。連携グループで公開日を統一するなど、区民にとってより効果的な分離型小中一貫教育を意識して実施し、効果の検証を行いながら継続して実施する。
86	指導課	学力定着度調査 4年生および7年生終了時に、国語科、算数／数学科、理科、社会の4教科で、テストを実施し分析する。		
87	指導課	合同部活動の実施 拠点校となる中学校において合同部活動を実施し、実技指導のための外部指導員を配置する。	B (継続)	部活動が生徒の健全な育成に果たす役割は大きく、保護者・生徒からの期待に応え、継続的な運営を図るためには区が実施する必要がある。また、部活動の指導者不足が原因で休廃部に陥ることを防ぐため、東京都の委託事業を受託し、区内中学校・一貫校の部活動の存続を図っている。
88	指導課	特色ある教育活動 前年度の8月に、各学校から提出された事業実施計画書に基づき、報償費等の予算措置を行う。適正な実施のため、報告書を提出させ、指導主事による査察を行う。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
89	指導課	学習支援ボランティア	B (継続)	児童・生徒の理解の遅れやつまづきを早期に発見し、その対策を打つことで学習意欲の維持・向上を図る事業であり、今後も区が支援する必要がある。ボランティアの確保は、各学校で行っており円滑に運営が行われているが、基礎学力の向上につながるよう今後も支援が必要と考える。
		放課後や土曜日に卒業生等による児童・生徒への学習指導を行い、学力の向上につなげる。大学生や地域の方などに、ボランティアとして謝礼を補助する。		
90	指導課	スポーツ教育推進事業	A (拡充)	本事業は、都の委託事業であり、事業実施に係る経費は全額が東京都の負担となるため、費用対効果は高い。体育授業に関わる講師を招聘したり、運動器具等の充実を図るなど、区に還元するところは大きい。平成25年度は、都より3校の追加指定を受け、補正予算を組んで対応した。今後もオリンピック招致を受け、都の予算規模拡大が見込まれるため、区としても制度を活用し体育活動の活性化を図る。推進校の推薦は区の判断で行っており、引き続きより効果的・効率的な実践が可能な選定を行っていく。
		体育授業の内容の改善・充実、小学校における「総合運動部活動」の設置、課外活動や社会体育活動等を通じた、学校スポーツの振興のため、非常勤講師報酬や必要な物品購入費を補助する。		
91	指導課	学校評価	B (継続)	今後、区の教育をさらに充実し、その改善を継続して行うためには、外部からの評価は欠かせない。区の教育について自ら評価する必要がある。評価結果が学校経営や指導方法、カリキュラム等に反映できるよう、校区外部評価・専門外部評価とともに評価項目や方式の見直しなど改善を進めていく。
		校区外部評価委員会を組織し、教育活動の観察および協議を通じて、各学校の学校運営および教育活動評価と支援を行う。また、学校の経営基盤各分野についての専門家で組織した専門外部評価委員会で、集団ヒヤリングを実施し、学校経営の専門的な評価と支援を行う。		
92	指導課	スチューデント・シティ	B (継続)	子どもたちに働くことの意味や必要性、生活するということについて理解させるために必要である。また、机上で教科書だけで理解させるよりも効果的であり、経済活動を体験的に学ぶことができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。		
93	指導課	ファイナンス・パーク	B (継続)	子どもたちに働くことの意味や必要性、生活するということについて理解させるために必要である。また、机上で教科書だけで理解させるよりも効果的であり、経済活動を体験的に学ぶことができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。		
94	指導課	経営者体験 (CAPS)	B (継続)	子どもたちに働くことの意味や必要性、生活するということについて理解させるために必要である。また、机上で教科書だけで理解させるよりも効果的であり、経済活動を体験的に学ぶことができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		5時間のカリキュラムとして、市民科の授業の中で実施していく。実施後は、体験から分かったことや今後の学習に生かしていきたいこと等についてまとめる。		
95	指導課	和楽器による音楽教育	B (継続)	和楽器による音楽教育は、学習指導要領に定められており、区として進めていく必要がある。箏を使用した授業は、器材の保守を含めた運用において、他の楽器を使用するよりも効果的・効率的であるため、今後も授業方法等の検討も行いながら一層の充実を図っていく。
		伝統音楽を体感し、わが国の伝統的な音楽文化を理解し尊重する気持ちを醸成するため、琴を使用し、各3時間の授業を全小中学校で行う。		
96	指導課	学力向上プラン推進事業(勉強合宿)	A (拡充)	生徒の学習意欲の向上において合宿形式による勉強会は有効な手段である。優秀なボランティアの確保等、安定した事業実施のためには区が支援することが有効である。また、日野学園で実施してきた成果やノウハウを他校に伝承していくため、八潮学園8年生による実施計画策定を進めている。平成26年度は、「日野学園」「八潮学園」の2校で本事業を実施するための予算要求を行っていく。今後も事業効果を検証しつつ、区内への普及を図っていく。
		基本的学習習慣および家庭学習の習慣を身に付けさせるため、合宿形式で勉強会を実施する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
97	指導課	保幼小連携の推進	B (継続)	保幼小の円滑な接続と就学前教育の充実に向けて区が主体的に取り組む必要がある。各校・各園でのカリキュラムの実施と検証を通し、保幼小の連携のさらなる充実を図る。
		保育園、幼稚園年長時の後半から小学校1年生1学期程度までの接続期に注目した「ジョイント期カリキュラム」を作成し、実施するとともに、その効果を検証していく。		
98	指導課	マイスクール八潮の運営	B (継続)	不登校児童・生徒への支援として必要である。区立小中学校の児童・生徒への対策として区が実施することが適当である。不登校児童・生徒への教育環境の充実を図りながら継続して実施する。
		非常勤職員(校長経験者・教育相談員・教育心理相談員)を配置し、学習支援や生活指導、個人面談活動を行う中で、個別指導や集団指導等、各児童・生徒の状況に応じた支援を行う。		
99	指導課	友好都市教員交流・中学校の外国人講師による学習指導	C (見直し)	姉妹都市からの講師招聘、ALTを活用した英語教育といった現行事業について、平成25年度は必要経費の精査を行い約70万円の予算減額となっている。また、平成26年度の講師招聘については、全面見直しの方向で関係機関との最終調整に入っている。一方グローバル化した現在の社会情勢の中、生徒への語学教育は更に重要となっており、国際友好協会の事業である「青少年語学研修派遣」に平成25年度から校長推薦での中学生派遣を開始した。今後一層の英語教育の充実を図るための新たな事業の検討を進めていく。
		友好都市のポートランド市およびオークランド市の教員を講師として区に招き、中学校への英語の指導を行うとともに、相互の児童・生徒の作品交流および生徒と外国人講師との交流の場を設ける。		
100	指導課	帰国児童・生徒等適応指導	B (継続)	外国籍や帰国児童・生徒は品川区にも多く在籍しており、学校に適応するための語学習得は専門的かつ集中して行う必要がある。義務教育は区が責任を持って所管すべき事項であり、児童・生徒に日本語の能力を付けることは区が実施すべきである。
		児童・生徒が日本の生活習慣および学習習慣に速やかに適応し、学校生活および社会生活を円滑に営むことができる能力を育成する。		
101	指導課	人権尊重教育の推進	B (継続)	人権尊重教育は、区ならびに教育委員会の重要課題である。区の教育目標に照らしながら、国や都の施策を有効に活用して、引き続き区が進行・管理することが妥当である。
		人権尊重教育にかかわる研究実施		
102	指導課	代替職員の雇用	B (継続)	特定の職種で臨時的な欠員が発生した際に、職務を代行するための代替職員(臨時)の補充が必要である。「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」により、区が実施することとなっている。
		品川区立小中学校、小中一貫校の養護教諭・事務職員・栄養職員の病欠等の発生時に、代替職員を配置することにより、学校運営に支障が出ないようにする。		
103	指導課	特別支援教育のサポート	B (継続)	特別な教育的ニーズを要する児童・生徒が増加しており、区が主体となることが有効である。医師や大学教授等民間の人材を活用し計画的・効率的に実施しており、今後も継続していく必要がある。
		学期に一度、医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営監等専門家が訪問し、授業観察を行い、望ましい教育的対応についての指導、助言を行う。また、個別の教育支援計画や個別指導計画作成の指導、助言を行う。		
104	指導課	特別支援学級の運営	B (継続)	社会的状況に見合っており、現状を維持することが必要である。また、公平、公立性を保つことが必要であり、区が一定のかかわりをもつことが重要である。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、継続的に実施していく必要がある。
		NPO団体に人材配置を委託し、特別支援学級に介助員を配置する。また、通常学級に在籍し特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対しても介助員または学習支援員を配置する。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
105	指導課	就学事務(就学相談) 保護者からの申請に基づき、就学相談を実施。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、小中学校長、事務局等により就学相談委員会を構成し、児童・生徒の行動観察、保護者面談等を実施、判断、決定していく。	B (継続)	法令上、障害のある児童・生徒の就学すべき学校の指定に係る通知を行う際には、保護者、専門的知識を有する者の意見を聞くこととされており、事業実施は必要である。また、教育委員会が実施することとされている。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあるため、事業継続の必要がある。
106	指導課	教科書採択 教育委員会において教科書採択を行うため、教科用図書調査検討委員会等を設置し、採択案の作成、教科書等の調査研究を行う。	B (継続)	法令上、実施が義務付けられており、また教育委員会が実施することとなっている。検討委員会等の開催回数および謝礼の額は適切であると判断する。引続き事業を実施する必要がある。
107	指導課	幼稚園講師の採用 遠足随行、運動会練習指導その他の教育活動を行わせるため、非常勤の幼稚園講師を採用し、配置する。	B (継続)	年間を通して、安全で適正な教育活動を行うため必要である。幼稚園の管理・運営責任は区にあるため、区が実施する必要がある。しかし、新規採用者の増加や教育内容の複雑化など、適正な需要を掴むことが難しくなっており、予算上の課題となっている。
108	品川図書館	図書館資料の充実 資料や情報の収集・整備を行い、魅力ある図書館づくり及び地域の情報拠点として課題解決に向けた図書館づくりを図る。	B (継続)	今日の変化する社会状況の中で、区民が求める情報を適切に提供するためには、最新のものをはじめとして幅広い資料群が必要である。また、誰もが、いつでも利用できる身近な区立図書館がその提供の場として効果的である。資料選定については、選定アドバイザーを委嘱し、選定会議の効率化を図っている。
109	品川図書館	ビジネス支援図書館の充実 ものづくり(金属・機械・電気)および中小企業関連資料(図書・雑誌・新聞)の収集・管理および提供を行う(図書館の資料管理についてはビジネスカタリストマネージャの支援も受けている)。	B (継続)	図書館においてはビジネス関連資料の収集・管理・提供が中心となり、資料選定については、ビジネスカタリストマネージャの助言を定期的に受け、選定業務および蔵書管理の効率化を図っており、今後も引き続き資料の充実を図っていく。
110	品川図書館	ボランティア養成講座(地域) 地域で活動するボランティアの支援を実施している。参加者は実際に地域で活動しているボランティアを対象として、公募により募集する。	B (継続)	図書館で行っているボランティア育成については、これまで子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化して行うこととした。それに伴い、地域でのボランティア活動を支援する目的で開催する講座については、実際に活動するボランティアを対象としたレベルアップに特化する。
111	品川図書館	「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」 毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、読み聞かせのお勧め本を紹介するパンフレットを発行し、家庭、地域、学校での子ども読書活動を推進しているほか、4月23日の子ども読書の日になみなみ年1回「子ども読書の日フェア」を開催している。	B (継続)	子ども読書の日フェア、親子読書の日も徐々に定着してきており、子どもの読書習慣確立に向けての地道な啓発活動として引き続き実施する。
112	品川図書館	図書館サービスの充実 図書館法の定義に基づき、「一般公衆の利用に対し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ための基本的なサービスを提供している。	B (継続)	貸出数はここ数年単位でみると順調に伸びてきているが、より一層、資料貸出の公平性を図るため、貸出期間の変更を平成24年9月から実施した。また、インターネットによる予約数も年々増えていることなどから、図書館システムの良好な維持管理が重要な課題である。



## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
113	品川図書館	科学あそび教室(自然観察教室)	B (継続)	本事業は、地域の身近な場所で、気軽に自然科学に触れる体験が可能であり、区民から好評を得ている。自然科学分野の図書への児童の関心を高め、読書活動の推進につなげるため、継続して実施する。
		子ども読書活動推進の一環として、観察や実験を通して自然科学への興味を喚起し科学読み物への導入を図るため、小学生を対象に、夏休み期間に開催している。		
114	品川図書館	ボランティア養成講座(レベルアップ・基礎)	B (継続)	図書館で行っているボランティア育成については、これまで子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化して行うこととした。図書館に登録して活動するボランティアを支援する講座については、レベルアップと新規養成(隔年実施)を目的として開催する。
		子どもの読書活動支援を目的として、図書館の児童サービスの充実と区民参加促進にかかわるボランティア養成を実施している。		
115	品川図書館	絵本講座(児童センター共催事業)	B (継続)	事業対象層である幼児クラブ参加者、児童センター利用者に対して、効率的・効果的にPRを実施することが可能な事業であり、効果も大きいことから引き続き事業を実施する。
		地域の児童センターと連携し、絵本講座の開催により子どもの読書活動の推進を図る。		
116	品川図書館	障害者サービス	B (継続)	技術の進歩により、インターネットを利用するなど障害のある方が自宅にいながらにして情報収集が容易にはなっている。しかし、まだまだ区民からのニーズの高い事業であり、ボランティアとの協力を継続しつつ実施する。
		身体の障害等の理由で来館が困難若しくは通常の利用が困難な利用者のニーズに応えるため、資料の収集、整理、保存を行うとともに、ボランティアの養成と活用、資料の貸出しなどを行う。		
117	品川図書館	図書館フェア(読書週間行事等)	B (継続)	広く区民に読書の普及を図るため、図書館が主体となって読書の推進を図るとともに、講演会、朗読会などの行事を通じ読書週間の主旨を周知していくことが重要である。実施手法については、図書館の実施主体の検討の中で、委託など別手法の可能性を検討する必要がある。
		秋(10月)と春(3月)の図書館フェアとして全館統一テーマを設け、各館でテーマに沿ったブックフェア(特集本の展示)を実施し、貸出数の増を図る。また、秋には講演会、春には朗読会を開催する。		
118	品川図書館	おはなし会	B (継続)	ボランティアの有効活用やNPOとの連携の強化を進めながら、更なる子ども読書活動推進に資するよう工夫し、継続して実施する。
		乳幼児のうちから本に親しむ環境を提供するため、各図書館で定期的に、素ばなし、紙芝居、絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等を実施する。		
119	品川図書館	人形劇	D (廃止)	子ども読書活動の推進にあたり、子どもに本への興味を抱かせる契機として実施してきたが、児童サービス3事業で人形劇という手法について、区立図書館が提供する児童サービス全体でのバランスの観点から検討した結果、秋の読書フェアにおける人形劇については廃止とした。
		子ども読書活動推進のための一助として、本に親しむきっかけとなることを目的とした人形劇を、例年秋頃に上演してきた。(23年度は震災の影響により別事業と重複したため中止)。		
120	品川図書館	図書取次サービスの実施	B (継続)	駅に近い行政サービスコーナーにおいて図書取次ぎサービスを行うことで、近隣区民や駅利用者にとっての利便性が一段と増した。今後も利用が増えることが予想されるため、引き続きよりよいサービス提供を継続する。
		大井町・武蔵小山行政サービスコーナーにおいて、ホームページや窓口等で予約した図書館資料の取次ぎを行う。		

## 平成25年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
121	品川図書館	図書館施設の維持管理	B (継続)	引き続き、建物の適正な維持管理を行っていく必要がある。また、大規模施設改修については、今後、施設整備課と連携を密にして、館の良好な運営に支障をきたさないよう計画的に修繕を行っていく必要がある。
		区立図書館10館の円滑な運営を保持するため、環境整備や施設維持管理を適正に行う。		
122	品川図書館	図書館窓口等業務委託	C (見直し)	平成17年度より内部改革を進め、より良いサービスの提供とコスト削減を一体的に図ってきた。平成25年度からは荏原図書館の業務委託を拡大し、同館の職員を庁舎勤務型とすることにより定数減を行った。今後も引き続きサービス水準を維持しつつ、コスト抑制の手法を検討していく。
		平成17年度より全10館の窓口等業務を民間事業者へ委託している。その後、ブロックの統合・業務体系の見直しにより区職員を非常駐化することで、委託業務の拡大を図った。平成25年度現在は、品川・荏原の2ブロック体制で適切で安定的な運営がされている。		
123	品川図書館	学校図書館維持管理	B (継続)	平成24年度から、システム機器にかかる費用のコスト削減のため、契約方法の工夫や機器の配備台数の適正化を図っている。一方で、学校図書館についての意見・要望の把握を行った。効果的な教育課程での活用に向けて、引き続き指導課・学校と連携しつつ検討していく。
		読書習慣の確立、主体的・意欲的な学習活動の充実・推進のため、システムネットワーク化や民間委託による支援スタッフ配置等を行う。		
124	品川図書館	学校図書館ボランティア養成講座	B (継続)	学校図書館ボランティアは、学校図書館の効率的、効果的な運用には欠かせない存在であるのみならず、学校図書館ボランティアの体験が保護者の学校運営への理解、協力を深める端緒ともなりうる。各学校によりニーズが異なる「ボランティアの活用方法」について、引き続き検討しボランティア養成講座の内容にも反映させていく。
		学校図書館活性化の一環としてボランティア養成講座を開催し、育成を図っている。		